

熊本大学教育学部附属中学校 いじめ防止等基本方針

令和7年8月改訂版

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、子どもたちを取りまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況である。

本校においては、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、家庭・地域・関係機関等と連携し、「いじめ根絶」に向け取り組んできたところである。

また、本校は、「響きあいの精神」に基づいた教育を実践しており、特に子どもたちの豊かな人間性の育成のため、道德教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通した心の教育を推進してきたところである。

熊本大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向

（Ⅰ）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そのためには、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめを解決していくプロセスの中で、そこに関わる生徒等の人間的な成長を期して行われなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合ひであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・地域社会に法の趣旨・目的を周知し、いじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、

子どもをきめ細かく見守る体制の整備，教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し，十分な対応を図り，その実現状況や取組の実施状況について継続して検証する。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは，どの子どもにも，どの学校でも，起こりうるものであることから，いじめの問題を根本的に克服するためには，いじめの未然防止が重要であり，すべての生徒をいじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくることを目指して，関係者が一体となって継続的に取り組む必要がある。

その実現のためには，学校での教育活動全体を通じ，すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく，実生活における行動として身につけさせることが必要である。その際には，生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度を育成し，心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要である。

また，いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから，その解消・改善を図るなど，ストレスに適切に対処できる力を育むことも忘れてはならない。

学校にかかわる大人たちが一体となって，すべての生徒が毎日の生活において安心して過ごし，自己有用感や充実感を感じられるような働きかけをすることも，いじめの未然防止に結びつくはずである。

さらに，学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから，社会全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し，地域，家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は，いじめへの迅速な対処の前提であり，全ての大人が連携し，生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため，いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階からの的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため，定期的なアンケート調査や教育相談の実施，電話相談窓口等や文部科学省の「いじめのサイン発見シート」の各家庭への周知等により，生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに，熊本大学教育学部，熊本県及び市教育委員会，地域，家庭と連携して常に生徒のわずかなサインも見逃さないようにすることが必要である。 別添「いじめのサイン発見シート」

(3) いじめへの対処

学校は，いじめがあることを確認した場合，直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し，いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上

で適切に指導することが必要である。また、家庭への連絡や教育学部、教育委員会への相談のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

このため、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処について理解を深めておかなければならない。とりわけ、いじめたとされる生徒からの事実確認等は、その立場や状況を十分に配慮しながら慎重に行う必要があることから、対人関係スキルを身につけるための研修等を実施し、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備していくことが重要になる。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すことは学校教育の基本であり、その実現には、学校関係者と地域、家庭との連携が欠かせない。こうした観点から、いじめの問題についても、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、学校運営委員会を活用したりするなど、多様で具体的な対策が立てられ、それらが有効に機能するよう取り組んでいかなければならない。

また、学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境作りを推進する必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、熊本市「子どもの権利サポートセンター」等）との適切な連携が必要である。

そのため、平素から、学校や教育学部との連携など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。

組織の名称は、「熊本大学教育学部附属中学校いじめ防止等対策委員会」とする。

(2) 機能

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- ・ 外部専門家から意見を聞き、学校の対応等に活用する。
- ・ 学校で把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- ・ 学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育学部と連携し対応する。

(3) 構成等

本校の複数の教職員、心理に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて、外部専門家等で構成する。

- ・ 学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などを参加させる。

- ・ 心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員とする。さらにそうした者が参加する会合を開催し、いじめについての現状分析や、それを効果的に防止するための具体的で実践的な方策について検討する。この会を、年間2回は実施する。

構成員	校内	校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・人権教育主任・養護教諭・学年主任・関係職員
	外部専門家等	大学の専門家，ＳＣ等

5 学校における取組

本校基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) いじめの防止のための取組

① いじめについての共通理解

- ア 職員会議等で学校の基本方針に基づいて対応することを徹底する。そして、個々の教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校が組織として一貫して対応する。
- イ 年間を通じて、適宜生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。
- ウ 発達障がいを含む、障がいのある生徒が加害や被害となるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有するとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- エ 大規模災害等により被災し、避難している生徒については、非日常的な環境への不安感等を含めた心身への多大な影響を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、生徒及びその保護者に対し、学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- イ 生徒会を通して生徒が主体的に考え、いじめを防止する取組を推進する。
- ウ いじめ防止等に向け、教職員、生徒の人権意識を高める活動等の充実を図る。
- エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- オ 対人関係に関わるさまざまな体験活動を促進するとともに読書活動の充実を図る。
- カ 集団の一員としての自覚とコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。
- キ 部活動等を通して、社会的な態度を育成し、対人関係力の育成を図る。

③ いじめが起きにくい集団の育成

- ア 一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。
- イ 生徒間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

ウ 生徒が、人間関係を含む様々なストレスに適切に対処できる力を育む。

エ P T A活動において、保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。

④ 生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

全ての教育活動を通して、生徒が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感の向上に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 毎月はじめの定期的な生活アンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。結果は担任や学年職員、生徒指導主事等、複数の目で点検を行う。
- ② 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的に実施し、その分析を行う。
- ③ いじめについて生徒や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- ④ 生徒、保護者、地域等へ、来所や電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑤ 教員は日常的に生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑥ 生徒の心身の状況に配慮した健康観察に全職員で取り組む。
- ⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。
- イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、当該生徒の立場に立ち、その話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、極めて大きな負担を要する。教職員はこうした事実を十分に理解し、迅速に対応する。
- ウ いじめられた生徒やいじめを報告してきた生徒の心身の安全を確保する。
- エ 担任等がいじめを自らで解決するものとして抱え込むことなく、管理職および、いじめ防止等対策委員会等に速やかに報告するなど、組織的な対応を要請する。

② いじめの事実確認と報告

- ア いじめ防止等対策委員会を中核として、速やかにいじめの事実確認を行い、情報の記録と保存に努める。校長は、その結果を熊本大学教育学部に報告する。
- イ 家庭訪問等により、事実として確認された具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ウ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談することを含め、適切に対処する。

③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応

じて、関係機関との連携を図る。

- イ いじめた生徒に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

④ いじめを行った生徒への対応

- ア いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を考え、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮をしつつ、併せて毅然とした態度で指導する。
- イ いじめた生徒には、いじめられた生徒の気持ちを理解させるとともに、思いやりの気持ちや共感的な態度を身につけさせる。
- ウ いじめた生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを止めることができないときは、その事実を誰かに知らせることが重要であることを理解させる。
- イ いじめに直接関わらなくても、周囲からはやしたてたり、傍観したりすることは、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 生徒たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する力を身につけさせる。
- エ いじめは、謝罪のみで終わらせるのではなく、関係した生徒の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

⑥ ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上にアップロードした画像や動画等の情報は無制限に拡散し、その後に消去することが極めて困難である。生徒にはそうした行為がいじめの被害者にとどまらず学校や家庭・社会に多大な被害を与える可能性があるなど、深刻な影響を及ぼすことを理解させる。
- イ ネット上のいじめは、名誉毀損罪や侮辱罪、損害賠償請求の対象となり得ることや、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ウ 学校非公式サイト等パトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。また、ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除させる。

※ いじめは、単に謝罪によって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続している。教職員は、この期間被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、その期間が経過した段階でいじめの有無について改めて判断する。当該行為が止んでいない場合は、さらに、相当の期間を設定して状況を注視する。

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本

人及びその保護者と面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

※ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒を、日常的に注意深く見守る必要がある。

(4) 教育相談体制

生徒及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

- ① 「生活アンケート」を毎月実施し、必要な生徒への教育相談を適宜実施する。
また、7月に全学年で、三者教育相談を実施し、12月に、3年生が三者相談、1・2年生が二者面談もしくは三者相談を実施する。
- ② いじめに関する相談があった場合には、初期の段階でスクールカウンセラーとの教育相談を実施する。

(5) 生徒が主体となる取組

生徒自らがいじめ問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

- ① 校内人権旬間の取組を通して、生徒会による「いじめ撲滅宣言」の採択を実施する。
- ② 生徒会を中心とした朝のあいさつ運動を推進し、ボランティア活動にも取り組み、いじめのない明るい学校づくりの気運を高める。
- ③ 体育大会、附中文化の日、校内駅伝大会などの行事を通して、生徒の主体的な活動を保証し、集団への帰属意識を高めると同時に、コミュニケーション能力やリーダーシップを発揮する力を個々の個性に応じて育ませる。

(6) 研修

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関しては、日頃から教職員の共通理解を図っておくことが重要である。さらに、いじめ問題等に関する校内研修を年1回以上、生徒理解のための情報交換会を年3回行う。

- ① 人権問題に関する校内研修を行う中で、職員の人権意識の高揚を図る。
- ② 生徒理解の会議や具体的なケースを想定した生徒対応の研修を行い、いじめの形態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての共通理解を図る場を設ける。
- ③ 附属小中連絡会、四附属合同研修会等を通して、附属学校園が一体となっていじめをなくす学校園づくりを推進する。

(7) 地域や家庭との連携

- ① 本校の基本方針については、本校ホームページに掲載するとともに、PTA役員会、総会等で周知を図る。
- ② いじめに関する相談がしやすいように、スクールカウンセラーの活用方法や外部相談機関等の相談窓口について、広く生徒・保護者に対して周知を行う。

(8) 関係機関との連携

- ① いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるときには、大学の専門家、スクールカウンセラー、弁護士および、スクールサポーターへ相談し、問題の解決を図る。

(9) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

法第28条で、重大事態とは、次のア、イに規定する疑いが認められる場合をいう。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義 11 を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育学部又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育学部を通じて、学長に報告すると共に、必要に応じて、県教育委員会、市教育委員会へも報告しなければならない。

③ 重大事態に対する調査及び組織

ア その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。

イ 調査の主体は、学校又は教育学部となる。重大事態については、学校内の様子や教職員・生徒の状況を学校が最も把握していることを踏まえ、教育学部から指導助言を受けながら、学校主体で調査を行うことを原則とする。ただし、いじめられた生徒又は保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、必要に応じて教育学部が主体となって調査を行うことも考えられる。

ウ 学校主体で調査を行う場合の組織は、附属中学校いじめ防止等対策委員会構成員を原則とし、公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。必要に応じて、弁護士・医師等の専門家に参画してもらう。

エ 学校は、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる（法第23条第2項）。この措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

オ 学校又は教育学部は、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた生徒や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

カ 調査の方法については、国の基本方針や「子供の自殺が起きたときの調査の指針」を十分参考にする。調査用紙は、本校の「いじめ等防止対策委員会」だけでなく、教育学部等の意見を取り入れながら作成する。

④ 調査結果の報告

ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し調査を行った場合には、教育学部を通じて、調査結果を学長に報告すると共に、必要に応じて、県教育委員会、市教育委員会へも報告しなければならない。

イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。

6 取組の評価等

- (1) 短期的な評価：毎月実施する生活アンケートや生徒指導部会等の情報交換に基づき、生徒の実態や対応体制等について確認・改善する。
- (2) 中期的な評価：教職員による学期評価や主任会等での情報交換に基づき、各学期の実態や変容をとらえ、対応や体制等について確認・改善する。
- (3) 長期的な評価：短・中期的な評価に基づき、年度末に次年度の方針や計画・改善策をできるだけ具体的に検討・立案していき、次年度の改善へとつなげる。

